

東洋町の給与・定員管理等について(平成30年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(29年度普通会計決算)

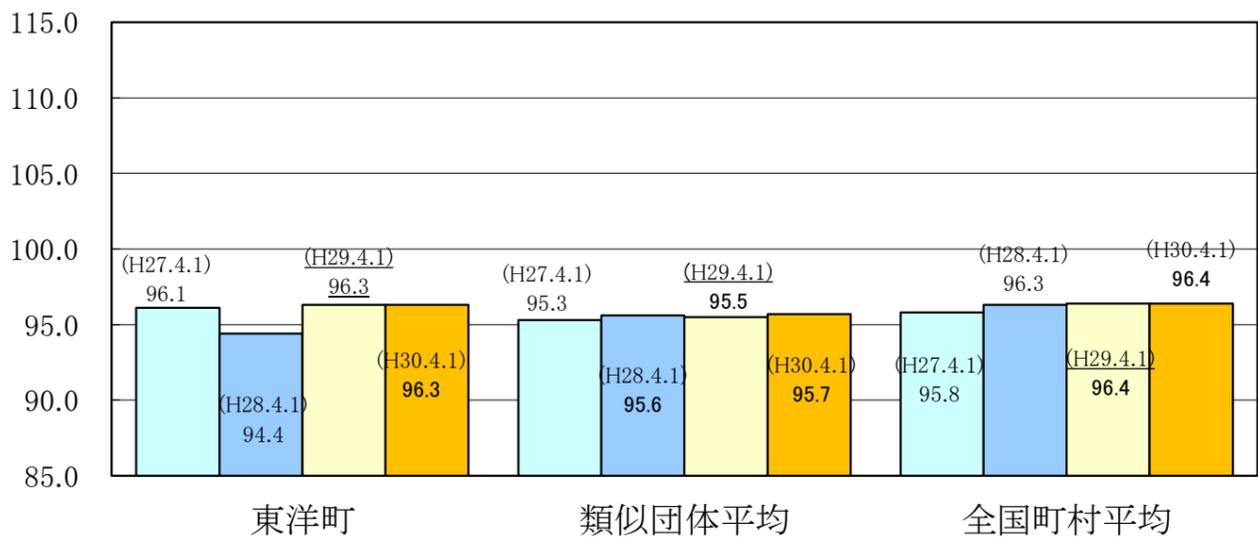
区分	住民基本台帳人口 平成30年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	2,555	2,771,365	17,895	432,755	15.6	16.4

(2) 職員給与費の状況(29年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	57	159,850	16,472	67,590	243,912	4,279	5,414

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験日数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後のラスパイレス指数を示す。地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+該当団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合
 場合について、その理由及び改善の見込み

なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

平成29年12月21日施行、平成29年4月1日から適用

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)
平成30年4月1日から適用
(内容)
一般行政職の給料表について、国の見直し内容のとおり、俸給表の引き上げ。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給なし

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東洋町	39.2 歳	285,425 円	308,212 円	305,247 円
高知県	42.6 歳	320,855 円	386,524 円	342,384 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	40.6 歳	294,324 円	333,931 円	323,675 円

②技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東洋町	39.8 歳	256,733 円	267,867 円	265,066 円
うち給食調理員	39.8 歳	256,733 円	267,867 円	265,066 円
高知県	56.8 歳	299,491 円	327,976 円	309,621 円
国	50.7 歳	286,817 円	-	328,637 円
類似団体	49.3 歳	281,989 円	305,091 円	297,464 円

区分	民間			参考 年収ベース(試算値)の比較		
	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 B	公務員 C	民間 D	C/D
東洋町	-	-	-	-	-	-
うち学校給食調理員	調理師	45.7	219,100 円	2,309,618 円	3,009,800 円	0.77
うち保育給食調理員						

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分		東洋町		高知県	国
一般行政職	大学卒	改定前	179,200 円	181,900 円	179,200 円
		改定後	180,700 円		
	高校卒	改定前	147,100 円	148,200 円	147,100 円
		改定後	148,600 円		
技能労務職	高校卒	改定前	132,700 円	150,300 円	-
		改定後	134,200 円		
	中学卒	-	137,100 円	-	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

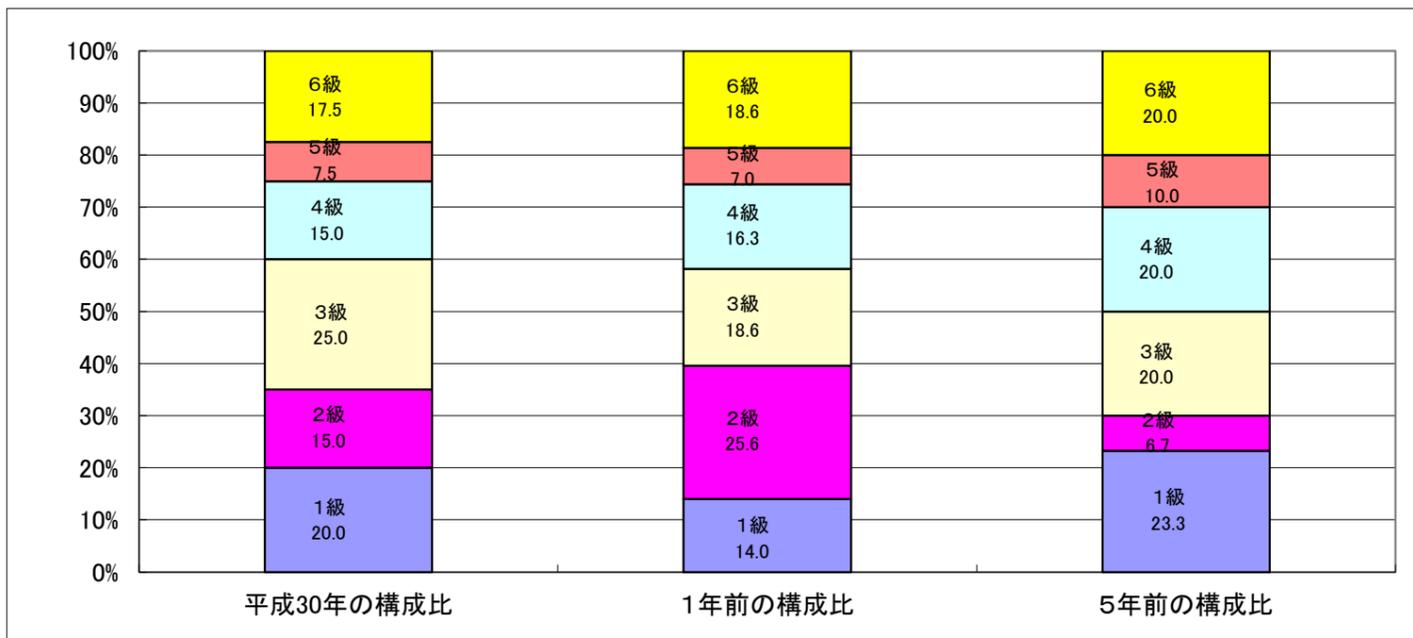
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	内訳	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	8人	20.0%	主事 8人	144,100円	247,600円
2級	主任	6人	15.0%	主任 6人	194,000円	304,200円
3級	主幹	10人	25.0%	主幹 10人	230,000円	350,000円
4級	主監	6人	15.0%	主監 6人	263,000円	381,000円
5級	課長補佐・園長・出納室長補佐 教育次長補佐	3人	7.5%	課長補佐 3人	288,900円	393,000円
6級	課長・教育次長・会計管理者 議会事務局長 地域包括支援センター事務局長	7人	17.5%	課長 3人 教育次長 1人 会計管理者 1人 議会事務局長 1人 包括支援センター事務局長 1人	319,200円	410,200円

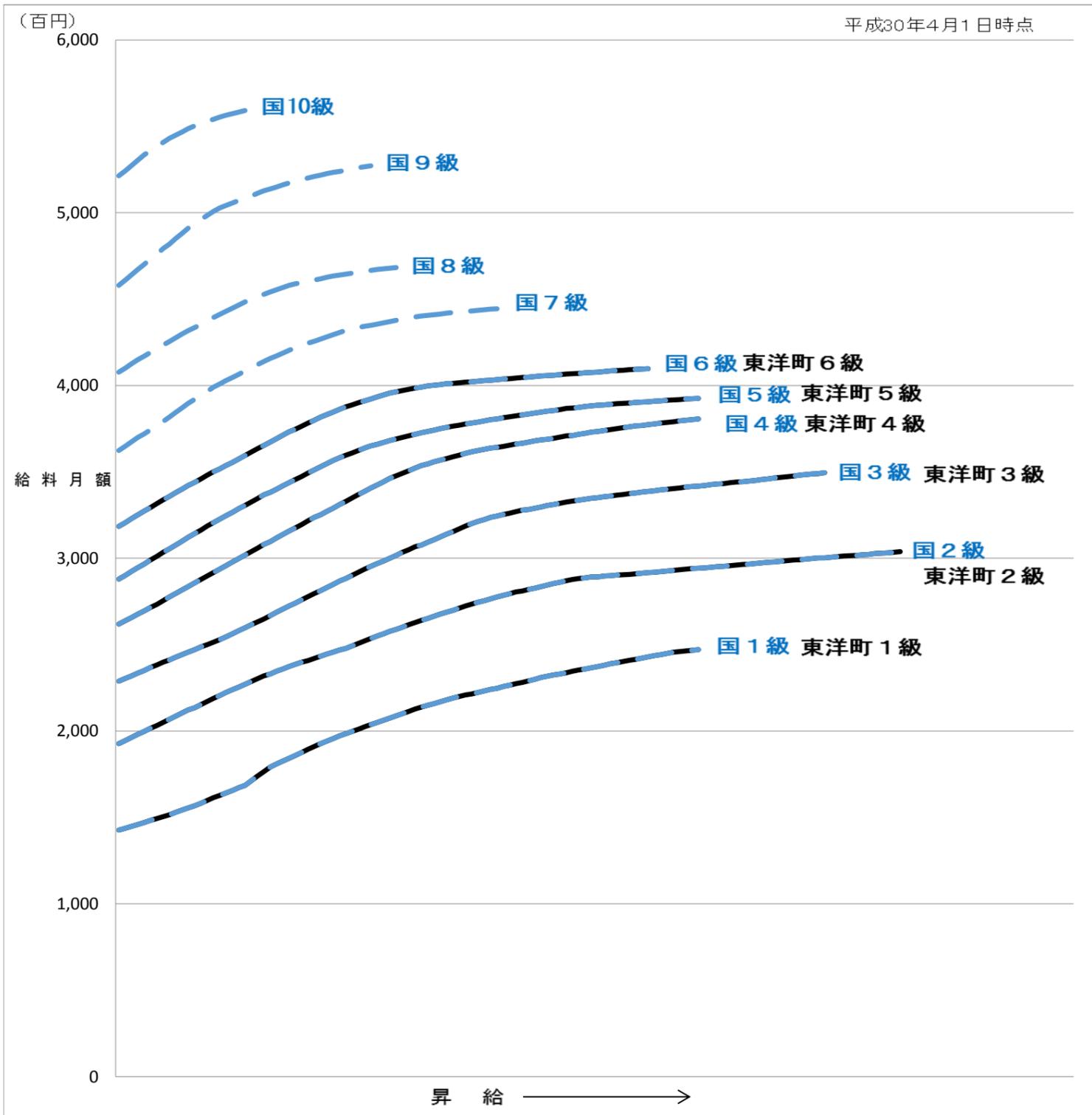
- (注) 1 東洋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

0



(注) 平成18年4月に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)国と給料表カーブ比較表(行政職(一))(30年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (東洋町)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している		○		○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東洋町	高知県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,186 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,570 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (-)月分 (-)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.375)月分 (0.775)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(東洋町)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

東洋町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	— 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	3,570 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	62 千円
支給実績(28年度決算)	2,662 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	50 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給 (支給額)</p> <p>配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各 6,500円 配偶者のいない扶養親族のうち1人 11,000円 子(16歳年度初め～22歳年度末)5,000円加算</p>	同じ	—	6,234 千円	230,888 円
住居手当	<p>借家・借間又は自宅に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者が借家・借間に居住する職員に支給 (支給額)</p> <p>借家・借間居住職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高支給限度額 24,500円</p> <p>配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員</p>	異なる	<p>配偶者等の居住する借家・借間</p> <p>「職員の居住する借家・借間」により算出される額の1/2の額</p>	1,645 千円	235,000 円
通勤手当	<p>通勤距離が片道2km以上の職員に支給 (支給額)</p> <p>交通機関等の利用者 定期券又は回数券等による運賃等相当額 支給限度額 1ヶ月当たり 55,000円</p> <p>自動車等の交通用具使用者 2,000円(片道2km以上5km未満)～24,500円(片道60km以上)</p>	同じ	—	1,502 千円	34,136 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給 平成19年4月1日～定額制 (支給額)平成23年3月31日まで経過措置有り</p> <p>課長・教育次長・会計管理者・議会事務局長・地域包括支援センター事務局長 ・6級 25,000円</p> <p>課長・教育次長・会計管理者・議会事務局長・監査委員会事務局長・課長補佐・園長・地域包括支援センター事務局長・出納室長補佐 ・5級 15,000円</p> <p>課長補佐・地域包括支援センター事務局長・出納室長補佐 ・4級 10,000円</p>	異なる	左記の通り役職に応じて定額支給する。	3,120 千円	240,000 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した職員に支給 (支給額)</p> <p>勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間</p>	同じ	—	—	—
特殊勤務手当	<p>勤務の特殊性に応じて支給</p> <p>犬猫等死体処理手当 1件につき 300円 スズメ蜂駆除作業手当 1件につき 700円</p>			7 千円	—
管理職特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は、緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務した場合に支給 休日等 1回 8,000円 (6時間を超える場合は加算あり) 平日夜間 1回 6,000円</p>	異なる	職責により定額	192 千円	—
宿日直手当	<p>職員が正規の勤務時間外または、休日等に宿日直をした場合に支給 1回 4,200円</p>	同じ	—	202 千円	—

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市 区 町 村 長	635,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	553,000 円	820,000 円 /	498,000 円
	議 長	233,000 円	667,000 円 /	443,000 円
	副 議 長	191,000 円	316,000 円 /	186,300 円
	議 員	163,000 円	253,000 円 /	129,600 円
				230,000 円 /
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(30年度支給割合)	3.10 月分	役職加算 15%
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合)	3.10 月分	役職加算 15%
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職年数×500/100	12,700 千円	退職時
	備 考	給料月額×在職年数×300/100	6,636 千円	退職時

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

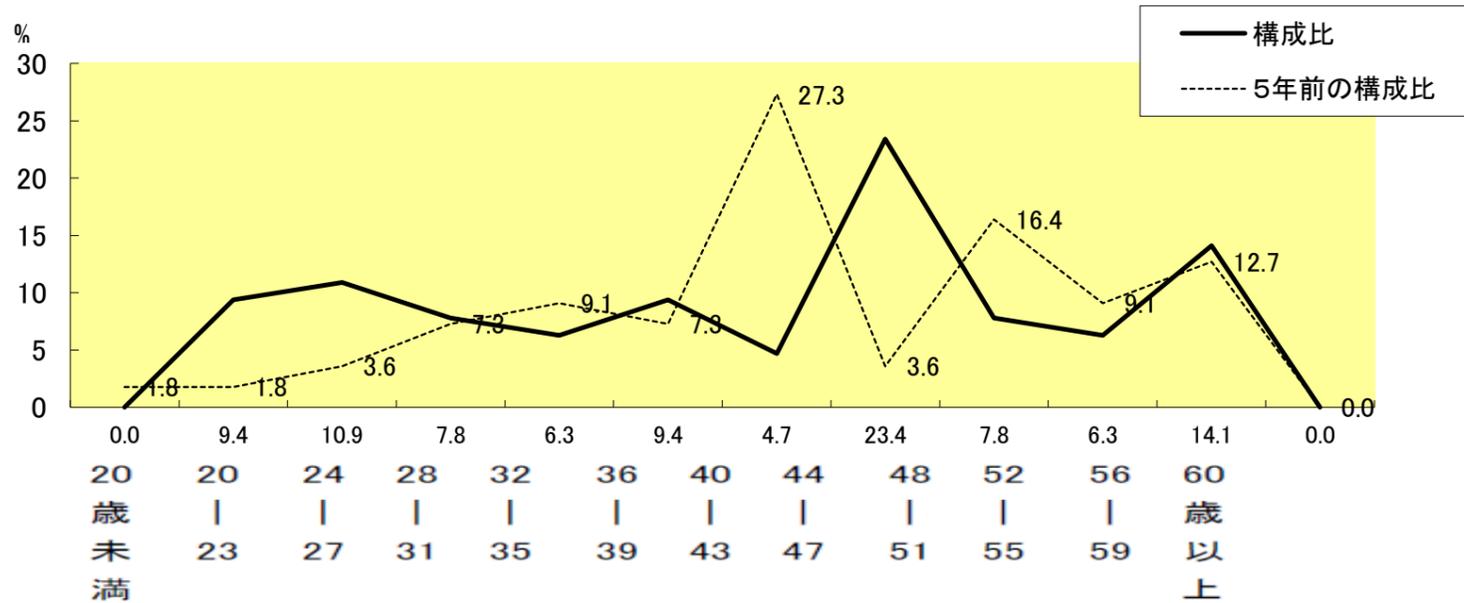
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	派遣職員の代替職員の増員、育児休業中の代替職員の増員 有資格者の確保による増員2、長期休職職員の代替職員の増員 保健師の欠員補充 長期休職職員の代替職員の増員
		総務	12	10	2	
		税務	6	6	0	
		民生	17	14	3	
		衛生	4	3	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	3	3	0	
		商工	3	3	0	
	土木	3	2	1		
	計	50	43	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 195.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 188.96 人)	
	教育部門	6	6	0		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	56	49	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 219.17 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 222.14 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	0	0	0		
	水道	1	1	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	6	6	0		
小 計	8	8	0			
合 計		64	57	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 250.48 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	7人	5人	4人	6人	3人	15人	5人	4人	9人	0人	64人
構成比	0.0%	9.4%	10.9%	7.8%	6.3%	9.4%	4.7%	23.4%	7.8%	6.3%	14.1%	0.0%	100%

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間増減	
							増減数	増減率
一般行政	42	44	43	47	43	50	8	19.0%
教育	5	6	6	6	6	6	1	20.0%
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
普通会計	47	50	49	53	49	56	9	39.0%
公営企業	8	8	8	8	8	8	0	0.0%
計	55	58	57	61	57	64	9	16.4%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の福祉について

(1) 健康診断の実施

- ① 一般定期健康診断
成人病健診

(2) 互助会制度（平成29年度普通会計決算）

会員数	東洋町負担金額	会員掛金	事業内容
57人	1,184千円	1,184千円	医療費助成、死亡弔慰金、傷病、災害見舞金、結婚・出産等祝金、休養施設利用助成等